

## 生野区青少年指導員要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大阪市青少年指導員制度実施要綱に基づき、生野区における青少年指導員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定数)

第2条 青少年指導員の定数は260名とする。

### (業務)

第3条 青少年指導員は、毎年度定める事業計画に沿って、次に掲げる業務を行う。

- (1) 青少年問題に関する啓発に関すること
- (2) 青少年の指導及び相談に関すること
- (3) 地域における青少年の健全育成に関すること
- (4) その他、青少年健全育成にかかる関係団体等との協議の上、区長が定める事項

### (選考会の設置)

#### 第4条

- 青少年指導員の選考にあたっては、区に区選考会を、各地域に地域選考会を設ける。
- 2 地域選考会は、区長から通知を受けた定数に基づき、候補者を選考のうえ、区選考会に推薦を行う。
  - 3 地域選考会は、各地域の地域活動協議会、地域振興会、社会福祉協議会、青少年福祉委員協議会、青少年指導員協議会、PTAおよび民生委員児童委員などの代表者で構成する。
  - 4 区選考会は、各地域選考会からの推薦について検討を行い、区長に推薦する。
  - 5 区選考会は、区の区政会議、地域振興会、社会福祉協議会、青少年福祉委員協議会、青少年指導員協議会、PTA、民生委員児童委員および学校などの代表者で構成する。

### (選考基準)

#### 第5条

青少年指導員は、青少年の健全育成に関心のある者で、次の各号に掲げる基準を満たす必要がある。

- (1) 当区に生活の根拠を有する者。ただし有しない者についても、必要な場合は選考することができる。
- (2) 青少年問題に深い关心と熱意を持ち、活動に必要な時間がある者

(3) 年齢満 18 歳以上 50 歳未満の者

ただし、新任の場合については 48 歳未満とすることが望ましい。

(4) 青少年指導員中の女性の比率が概ね 3 割程度になるよう選考されることが望ましい。

(細則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、青少年指導員に関し必要な事項は、生野区長が定める。

#### 附 則

1 この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 青少年指導員の選考その他の準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

3 この要綱は令和 3 年 12 月 1 日から施行する。